

平成23年12月14日
建築・都市整備・道路委員会資料
都市整備局

横浜都心部の機能強化に向けた取組について

横浜都心部は、これまで、横浜駅周辺、みなとみらい21、関内・関外地区等が一体となって、商業・業務・文化・観光・コンベンション機能等の集積に取り組んできました。今後、引き続き大規模開発が見込まれる横浜駅周辺やみなとみらい21地区等においては、都市の国際競争力の強化に資する「特定都市再生緊急整備地域」の指定、関内・関外地区においては、中心市街地の活性化に有効な「中心市街地活性化基本計画」の認定といった、地区の特性に応じた国の制度を活用しながら、さらに一体的に都心機能の強化を進めていきます。

1 特定都市再生緊急整備地域の指定に向けた取組

(1) 都市再生緊急整備地域と特定都市再生緊急整備地域

ア 都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域のことで、「都市再生特別措置法」に基づき平成14年度より順次指定が開始され、現在全国で65地域が指定されています。

本市においては、みなとみらい地域、横浜駅周辺地域、山内ふ頭地域、上大岡駅西地域、戸塚駅周辺地域の5地域が指定されており、民間都市開発に対する税制支援や規制緩和等、そのメリットを活用しながら都市づくりを進めてきました。

イ 特定都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域のことで、平成23年4月の「都市再生特別措置法」の改正により創設されました。

現在の都市再生緊急整備地域のうち、国が全国で10箇所程度を指定することとしており、年内に地域指定についての閣議決定がされる予定です。

(2) 特定都市再生緊急整備地域指定のメリット

- ・一定規模以上の民間都市開発に対する税制支援の拡充
(不動産取得税、登録免許税、固定資産税等)
- ・民間開発に関する手続きの簡素化
- ・道路の上空利用等の規制緩和
- ・都市拠点インフラ整備に対する国の重点的かつ集中的な支援 等

(3) 横浜都心臨海地域（仮称）の概要

ア 区域等

横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区に北仲通地区等を加えた横浜都心臨海部
一帯の約233ヘクタール（別紙参照）

イ 地域整備方針の概要

- ・業務、商業、文化交流機能等多様な機能の集積を通じ、国際交流拠点を形成
- ・都市機能を支える先進的な環境や防災機能の高いまちづくりを推進
- ・地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを推進
- ・公共施設等の整備により3地区の一体化を図ることで、相乗効果による更なる国際競争力の強化 等

(4) スケジュール

ア 地域指定について本市より国へ申出（10月17日）

上記の区域及び地域整備方針について申出を行いました。

イ 国によるパブリックコメントの実施（11月11日～12月10日）

内閣官房が、本市を含む全国7都市[※]11地域を特定都市再生緊急整備地域に指定する案を作成し、パブリックコメントを実施しました。

※札幌市、東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、福岡市

ウ 地域指定後の対応

本市及び民間開発事業者等で構成する官民連携の都市再生緊急整備協議会を設立し、同協議会において整備計画を作成したうえで、税制支援等の特例措置を受けながら順次事業を推進していきます。

2 関内・関外地区における中心市街地活性化基本計画の認定に向けた取組

(1) 中心市街地活性化法

ア 制定の目的と課題

中心市街地の環境整備と商業振興とを一体的に推進するため、平成10年に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（以下「旧法」という。）が制定されました。

全国で中心市街地活性化基本計画が策定され、国の支援制度を活用した取組が行われましたが、商業振興策が中心であり、中心市街地を生活空間として再生する措置が少なく、また、計画内容を評価し意欲的な取組を集中的に支援する仕組みとなっていないなど制度上の課題がありました。

【参考】旧法に基づく本市の中心市街地活性化基本計画（平成12年策定）

- ・区域 関内・関外地区（新港地区を含む約470ヘクタール）
- ・主な事業 馬車道・元町等のライブタウン整備事業などの施設整備
空き店舗活用、イベント開催などのソフト事業

イ 法改正（平成 18 年 8 月）

少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「中心市街地活性化法」という。）として改正されました。

【改正内容】

- ・国による選択と集中の観点から、中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設
- ・認定された基本計画に基づく事業・取組に対する国の支援策の拡充
- ・多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の法制化 等

ウ 中心市街地活性化法活用のメリット

- ・活性化の事業・取組に対する国の支援
（民間事業者への事業費補助、事業コーディネーター導入経費の補助等）
- ・地元商業者等が、活性化事業の推進組織である中心市街地活性化協議会を設立・参画し、事業の連携や一体化などを通じてタウンマネジメントを推進 等

(2) 中心市街地活性化基本計画の策定

ア 関内・関外地区活性化取組の経緯

- | | |
|-------------|---|
| 平成 20～21 年度 | ・地元意見交換会や市民意見募集等を実施、「関内・関外地区活性化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定 |
| 平成 22 年度 | ・地元主体の取組を含め、推進計画を実現するための具体的な取組として、「アクションプラン」を策定
・活性化の事業として、地元のまちづくりイベントの実施、市施行の事業に着手 |
| 平成 23 年度 | ・アクションプランの事業等を推進する手法のひとつとして、中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定に着手 |

イ 中心市街地活性化基本計画の概要

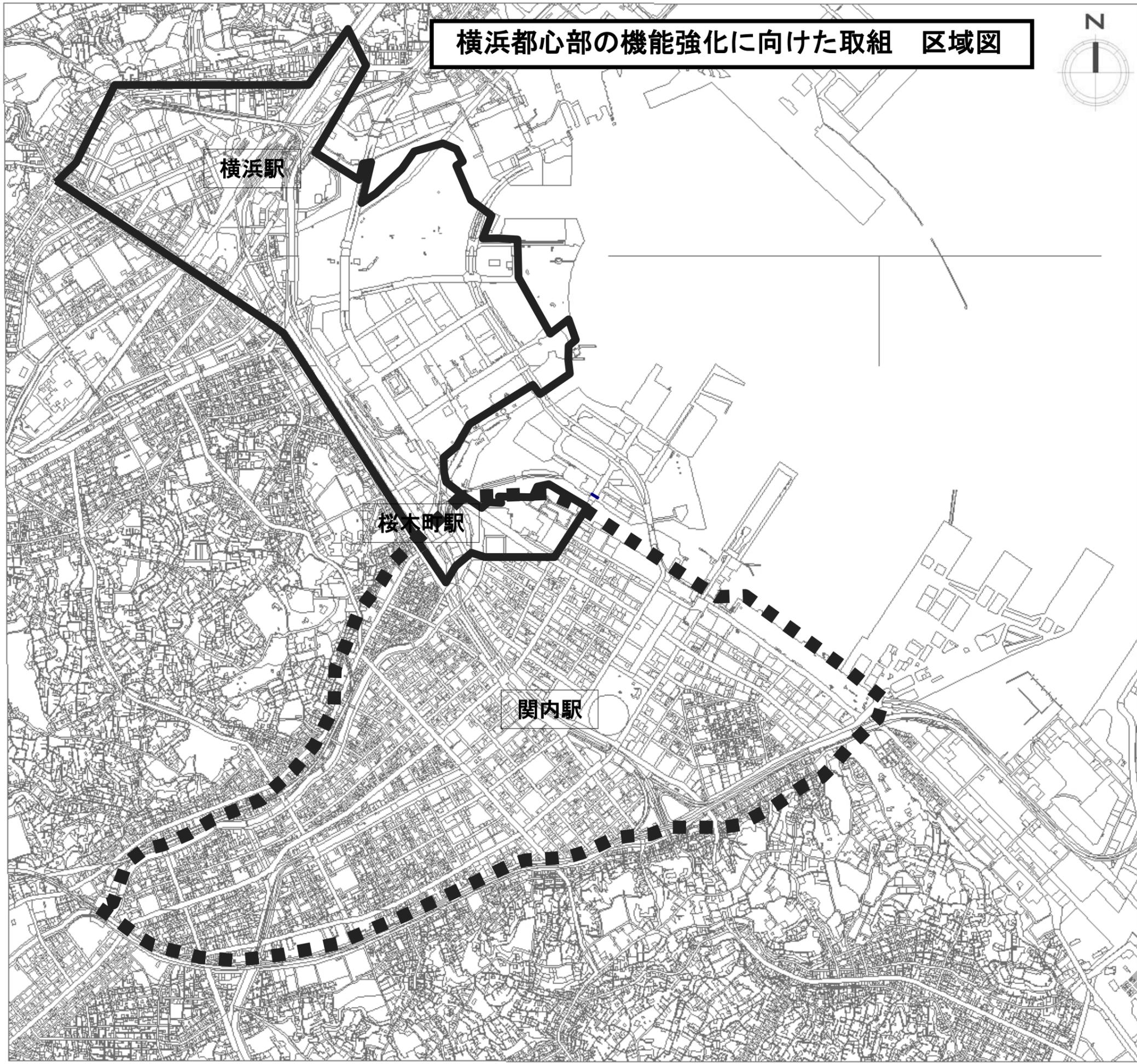
- ・計画内容 区域(推進計画と同じ約 450 ヘクタール (別紙参照))、計画期間 (約 5 年間)、基本方針、目標・効果指標、活性化事業、推進体制 等
- ・活性化事業 アクションプランを基に計画期間内に実施予定の活性化に資する事業等
（JR 関内駅北口整備事業、日ノ出町駅前 A 地区市街地再開発事業、民間によるイベント等）

(3) 今後のスケジュール

中心市街地活性化協議会の設立に向け、伊勢佐木町、元町などの地元まちづくり団体や商工会議所などと調整を進めます。

平成 24 年度に本市が中心市街地活性化協議会の意見を聴いて、基本計画を策定し、内閣総理大臣認定の申請を行います。

横浜都心部の機能強化に向けた取組 区域図



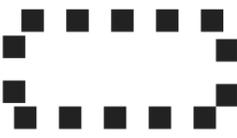
横浜駅

桜木町駅

関内駅



特定都市再生
緊急整備地域
予定区域



中心市街地活性化
基本計画予定区域
(関内・関外地区活性化
推進計画エリア)

0 125 250 500 m